会 議 録

会 議 名	平成28年度第1回東松山市立小・中学校通学路選定委員会					
開催日時	平成29年2月14日(火)		開会	15時30分		
			閉会	17時00%	分	
開催場所	東松山市総合会館2階201会議室					
	1 開会					
	2 委嘱状交付					
	3 あいさつ					
	4 自己紹介					
	5 委員長・副委員長選出					
会議次第	6 諮問					
	7 議事					
	(1)桜山小学校及び野本小	学校の通	学区域変更に	こ伴う通学路の選	建定(案)	
	について					
	8 その他					
	9 閉会	T		I		
公開・非公開の別	公開		恵者数 3人			
	委員長 梅澤 潤次	出席	副委員長	新井弘	出席	
	委員 塩原 憲孝	出席	委員	鈴木 克俊	出席	
委員出欠状況	委員 横田 正芳	出席	委員	内山 昌宣	出席	
	委員 鈴木 啓正	出席	委員	鈴木 久生	出席	
	委員 森田 好一	出席	委員	杉山 元	出席	
	教育長 中村 幸一 教育部長 澤田 喜雄					
事務局	教育部次長 関口 敬氏	学校教育課長 鈴木 寿				
	学校教育課主査 小見 慶治					
次第	顛末					
1 開会	(進行を事務局の学校教育課長が務める旨を説明)					
2 委嘱状交付	(教育長より委嘱状を交付)					
3 あいさつ	(教育長より挨拶)					
4 自己紹介	(各委員及び事務局が順次自己紹介)					
5 委員長・副						
	委員長選出 ************************************					
事務局	今回は第1回の会議ということで、委員長と副委員長が決定しておりませた。東が山東京小・中学校通学的選字委員会各個第5条第1項の担定に					
	せん。東松山市立小・中学校通学路選定委員会条例第5条第1項の規定に					

より、委員長と副委員長は委員の互選により定めることとされています。はじめに、委員長の選出について、委員の皆様からご意見はございますか。

鈴木克俊委員

高坂小学校長の梅澤委員を推薦します。

事務局

ただ今、推薦がございました。他に意見等はございますか。

<なし>

それでは、委員長は梅澤委員ということでよろしいでしょうか。

<一同了承>

それでは、梅澤委員に委員長をお願いしたいと存じます。委員長には席 を移動いただき、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

<委員長より挨拶>

続きまして、副委員長の選出に移ります。副委員長の選出につきまして、 ご意見はございますか。

<なし>

ご意見がないようですが、東松山市立小・中学校通学路選定委員会条例 第5条第3項に「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき は、その職務を代理する。」とあります。委員長のご意見はいかがでしょう か。

委員長

交通安全対策と防犯対策を主管している市民生活部長の新井委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<一同了承>

事務局

それでは、新井委員に副委員長をお願いしたいと存じます。副委員長に は席を移動いただき、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

<副委員長より挨拶>

事務局

続きまして、議事に入る前に、委員会の運営について3点確認をさせて いただきます。

1点目は会議の公開についてです。本市では、東松山市情報公開条例の 規定により、審議会等の会議は原則公開するものとしています。今回の 会議では、特定の個人を識別できるような情報を取り扱う予定がないこと から、審議内容は公開すべきものと考えられます。会議の公開又は非公開 の決定は委員長が委員会に諮って行うこととされているため、会議を公開 することについて審議をお願いいたします。

2点目は傍聴者の数についてです。審議会等の会議の公開に関する要綱において、会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものと規定されています。本日の会議は、あらかじめ傍聴定員を5名と定め、会議の開催について事前の公表を行っております。

3点目は会議録についてです。会議録は、2名の委員の確認・署名を受けた後、市ホームページにおいて公開いたします。審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により、署名委員は委員長が指名することとなっておりますので、委員長より2名の委員の指名をお願いいたします。

委員長

それでは、会議の公開についてお諮りします。今回の会議につきましては、特別、非公開とすべき議事は予定されておりません。従って、原則公開ということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、会議は公開とします。

また、会議録の署名につきましては、名簿順で、1号委員の塩原委員と 鈴木委員にお願いいたします。

ここで、事務局にお尋ねしますが、本日の会議の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局

3名いらっしゃいます。

委員長

それでは、傍聴者の入室をお願いいたします。

	T
	<傍聴者入室>
6 諮問 事務局	続きまして、教育長より委員長に諮問いたします。諮問内容については、 お手元の諮問文書の写しをご覧ください。
	<教育長より委員長へ諮問>
7 議事	
事務局	この後の議事については、東松山市立小・中学校通学路選定委員会条例 第5条第2項に「委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。」とあります ので、委員長に進行をお願いいたします。
委員長	それでは、議事に入ります。議事の(1)桜山小学校及び野本小学校の 通学区域変更に伴う通学路の選定(案)について、事務局から説明願います。
事務局	あずま町1・4丁目から野本小学校へ通う通学路(案)は、国道407号を通り、新東松山橋を渡って野本小学校西歩道橋に至るルートです。なお、児童は、国道407号の右側の歩道を通行する形になります。野本小学校への通学は、スクールバスを導入して安全を確保する方針ですが、これは通学路を設定した上での安全対策ということになります。また、非常時等は徒歩で登下校する場合も考えられるため、通学路を選定しておく必要があります。 毛塚、西本宿第一・第二、米沢地区から桜山小学校へ通う通学路(案)は、歩道が整備されている道路を通り、信号機が設置されている箇所を渡ることを基本としています。ただし、西本宿農民センターから桜山小学校に至るルートは、歩道が整備されておらず、道幅が一部狭く十分な歩行スペースが確保されていないという問題点があります。特に、谷川大橋は幅が狭く、車の通行時に子供が歩くことについては心配があります。こうした案に対し、これまで、地域の方から代替ルートの提案をいただいています。まず、谷川大橋の下流側に架かる「とろ橋」を通るルートです。この橋は車が通行しないという安全上のメリットがありますが、現状、桜山台に入る道路が整備されていません。次に、西本宿農民センターの北側に住んでいる方から、センターから北側

に延びる道路を使用したいという要望をいただいています。このルートは、 距離上のメリットはありますが、大きな道路を横断しなければならず、現状、 横断歩道はありますが、信号機はないため、子供だけで歩くには不安があり ます。このため、今後、信号機が設置された際に検討したいと考えています。

続いて、毛塚地区の介護老人保健施設(わかばの丘)の周辺に住んでいる 方からは、九十九川に近い道路を使用したいという要望をいただいています。 ただし、このルートについては、周りに民家がないことから、防犯面で心配 があると考えております。

説明は以上となります。

委員長

それでは、この後の審議は、野本小学校に至る通学路(案)と桜山小学校に至る通学路(案)とに分けて進めたいと思いますが、いかがですか。

<異議なし>

それでは、はじめに野本小学校へ通う通学路(案)について審議します。 事務局の説明に対して質問等がありましたら、お願いいたします。

横田委員

野本小学校への通学については、基本的にはスクールバスという考え方で よろしいのでしょうか。

事務局

まずは通学路を選定し、その上でスクールバスの導入を前提に安全対策を 行うという考え方です。ただし、スクールバスについては、今後、予算案を 市議会で議決いただかないと実施に向けた準備を進めることはできません。

横田委員

基本的にはスクールバスを念頭に置くという考え方でよろしいということですね。

事務局

はい。

塩原校長

スクールバスの発着場所は、どこを想定していますか。

事務局

到着場所は野本市民活動センター、出発場所はピオニウォークの駐車場等 を利用できないかということで今後検討を進めていきたいと考えています。 鈴木啓正委員

スクールバスは有料なのでしょうか。

事務局

保護者から利用料は徴収せず、無料とすることを考えています。

鈴木啓正委員

無料とした場合、野本小学校には古凍など遠い地域から通っている児童もいるため、「何故、より遠い地域にバスは出ないのか」という意見もあると思いますので、その点については、上手く調整していただきたいと思います。

事務局

スクールバスについては、距離ではなく、あくまで新東松山橋を安全に 渡って登下校するための対策としてご理解をいただきたいと考えています。

委員長

平成30年度は1年生が中心の通学となり、当面は高学年がいないということも理由として考えられると思います。通学区域の変更に係る教育委員会の方針で定められた野本小学校へ向かう通学路の安全対策「路面標示の設置要望」と「横断防止柵の設置要望」について、東松山県土整備事務所長の森田委員のご意見はいかがでしょうか。

森田委員

この件については、教育委員会から要望書をいただいております。今後、 東松山市と連携を取りながら、必要な時に設置を検討したいと考えています。 新東松山橋は、道路・橋梁基準を基に整備されており、決して危険ではあり ません。ただし、子供達が通ることにより、コンクリートのブロックの上を 歩いたり、強風時に車道に飛び出したりする恐れがあるため、危険になる 可能性が高い。そのため、横断防止柵については、東松山市と連携を取り ながら、必要な時期に、どちらが設置するのかも含めて前向きに検討すると いうことで打ち合わせはしております。

横田委員

実際に平成30年度に歩いて通学するということになった場合、それには 間に合うということでしょうか。

森田委員

平成30年度は1年生が中心の通学となり特に危険なため、スクールバス 導入を前提に安全を確保するということですが、何年か経った後、高学年も 一緒に通学できるようになった場合は通学路として歩く可能性もあります。 通学路として歩く年度が決まった場合は、早めに東松山市と打ち合せをし、 どちらが設置するのか、構造的なものはどうしたらいいのかということを 詰めていきます。 鈴木啓正委員

スクールバスは平成30年度に導入予定ですが、その後もずっと出す予定 なのでしょうか。

事務局

徒歩での通学については、将来的に、通学班で登下校できるのか等の状況 を見ながら、検討していきたいと現時点では考えています。

委員長

平成30年度の1年生が6年生に進級する時期が目安になりますか。

事務局

平成30年度の1年生が6年生にはるのは平成35年度です。その時期には高学年も含めた通学班を組めるようになると想定しています。必ずしも将来的にずっとバス通学ということではなく、平成30年度以降バスによる登下校の様子を見守りながら、徒歩での通学ということも検討していきたいと考えています。

内山委員

徒歩での通学ということになった場合、そこから1年程の期間で防護柵は 設置できるのでしょうか。

森田委員

工事は1年かかりませんが、設置する年度の前年度に予算計上する必要があるため、2年前から動かなくてはなりません。なお、防護柵と路面標示について、市と県のどちらが設置するのかについては、はっきりと決まっていませんが、徒歩での通学ということになった場合、前年度までに設置することについては互いに合意しています。

塩原委員

スクールバスで登下校となった場合、誘導員は当面配置されないと考えて よろしいでしょうか。

事務局

バスに同乗する人は必要だと考えています。また、徒歩での通学という ことになった場合、少なくとも最初の段階は誘導員が必要だと考えています。

杉山委員

バスでの通学となった場合、選定案は通学路として成立しないということになるのでしょうか。または、通学路として選定はしておくけれども、当面はバスで通学するということでしょうか。

事務局

通学路は選定しておくけれども、子供の安全確保のため、当分の間はバス

を運行するということです。将来的に徒歩で通学するとした場合に通学路は どうすべきか、また、バスを運行していても急な事情でバスを運行できない 日は職員が子供を誘導することも考えられるため、あらかじめ通学路を選定 する必要があると考えています。

鈴木克俊委員

野本市民活動センターをバスの発着場所とした場合、センターから小学校に至る最短ルートは、通勤の車が出入りするため、現在は通学路として指定していません。将軍塚古墳側から小学校に入るルートも使用を禁止しているため、センターから野本小学校に至るルートについても確認しておく必要があると思います。

事務局

その点については、野本小学校と相談し、次回の会議でお示ししたいと 思います。

委員長

それでは、次回にお願いいたします。

続きまして、桜山小学校へ通う通学路(案)について審議します。事務局 の説明に対して質問等がありましたら、お願いいたします。

横田委員

西一・西二地区と毛塚地区の子ども会から本委員会宛ての要望書が届いています。お配りしてもよろしいでしょうか。

<異議なし>

委員長

それでは、配付してください。

<要望書を配付>

横田委員

西一・西二地区からの要望としましては、「とろ橋」を通ることはどうなのか、また、谷川大橋の交通量の多さと道路の狭さを危惧しているものなどがあります。また、毛塚地区からの要望としましては、介護老人保健施設(わかばの丘)の辺りから桜山小学校へ通うのに教育委員会の通学路(案)では距離があるため、九十九川に沿って通えないかということを要望としていただいています。

委員長

それでは、質問又は意見がございましたら、お願いいたします。

横田委員

西本宿農民センターの北側から最短ルートで通うには信号機の設置が必要 との話がありましたが、要望すれば設置されるものなのでしょうか。

鈴木久生委員

信号機は1基あたり数百万円の予算がかかるため、予算措置ができるのか ということがあります。信号機の設置には、まず、必要性を判断しなくては いけないということ、それから、道路の構造上、信号待ちをした時に溜まり 場を確保できるのかということ、それから、隣接の信号から最低でも150 m離れていなくてはいけないといった要件があり、そうした要件を満たせば、 県内の優先順位で着く場合もあります。設置について約束はできませんが、 要望がなければ検討の対象に上がらないため、要望は出していただきたいと 思います。また、要望の際は、必要性をしっかりと出していただきたいと 思います。先般、西本宿農民センター前への押しボタン式信号機の設置要望 が出されていますが、この場所は東側の歩車分離信号から300m近く離れ ており、また、この道路は開通以来、利便性が高く、通行車両の速度が速い ため、個人的意見としては信号機を設置してもいいのではと思います。それ でも県下で何百箇所という設置要望があるため、最優先にというのは難しい 面があるかなと思います。ただし、通学路として使用するということであれ ば、ある程度優先順位は上がってくるかもしれません。さらに北側の数か所 について、大きな道路を渡らなくてはいけないということについては、今の ところ要望をいただいていないため分かりませんが、一つ一つ個別に判断し ていかなくてはいけないと思います。

委員長

それでは、西本宿農民センターから谷川大橋に至るルートを使うかどうか というところから検討していきたいと思いますが、ご意見はございますか。

塩原委員

谷川大橋の道路幅は4mだと思いますが、谷川大橋から桜山台に至る道路の幅を広げるのは難しいのではと思います。ここは車同士がすれ違うことが非常に難しい場所であるため、車のスピードは出ていませんが、スクールゾーンとすれば子供達の安全が確保できるのかなと思います。それが難しい場合は、桜山台から西本宿農民センター方面への一方通行とすれば、歩行スペースが確保できるのではと思います。なお、「とろ橋」から毛塚方面に至るルートを歩いてみましたが、周りに民家がない道が続きます。また、細い道を上る箇所もあり、子供達が歩くには不審者と出くわす可能性もあり怖いのではと思います。

委員長

通学区域の変更に係る教育委員会の方針で定められた桜山小学校へ向かう 通学路の安全対策「西本宿農民センターから谷川大橋を通り桜山台に至る 道路は、必要に応じ舗装工事や側溝蓋架け、グリーンベルトやガードレール などの設置を行う。また、同道路を歩行者専用道路とする。若しくは、登下 校の時間帯を交通規制とするよう関係機関と協議していく。」について、東松 山警察署長の鈴木委員のご意見はいかがでしょうか。

鈴木久生委員

スクールゾーン、時間規制の通行禁止の措置は非常にハードルが高いものです。ここを利用する付近の住民全員の賛成をいただかないと通行禁止にはできません。交通量も考慮しないといけないため、スクールゾーンは県全体でもほとんど増えていないのが実情です。実際に現地を見ましたが、かなり幅員は狭いような気がします。グリーンベルト等を設置したとしても、大人の見守り等がないと厳しいのではという感じがしました。谷川大橋については、桜山台の方々が相当利用していると思われますので、桜山台の方々の意向調査をしないと難しい。近くに小学校があることはご承知でしょうけれども、自分の家庭に小学生がいない、又は、自分の子供は通らないということですと、なかなか賛成はいただけないのではと思います。谷川大橋は車がすれ違えず、1台通ると歩行者は橋の欄干あたりに避けながら歩いている状況なので、安全とはいえません。ただし、谷川大橋を渡らないよう迂回すると通学距離も長くなり、また、「とろ橋」から北側には民家がありません。民家がない所を通ると夕方の暗い時間帯は防犯面で心配があります。

委員長

谷川大橋を使用する場合に一番可能で安全な方法というのはどういうもの がありますか。

鈴木久生委員

見守るしかない。誘導をしっかりかけながら通すということが一番です。 登校の時間ですとそれほど長い時間ではないですが、少なくともその時間帯 は見守り活動というのがいいのかなというように考えます。

杉山委員

現地を調査しますと、谷川大橋は幅員が4mで、その南側は同じく4mです。一方、谷川大橋から西本宿農民センター方面のルートについては、北側のガードレールがある区間の幅員が4.5m、その先の側溝に蓋がある区間の有効幅員5.7m、その先の側溝に蓋がない区間については、側溝の内側の幅員が5.9mです。この区間は、側溝に蓋を架ければ幅は広がります。

谷川大橋の北側の方については、側溝の蓋架けや舗装によりある程度の安全確保ができると思いますが、やはり問題は谷川大橋とその前後の4mの幅員です。一方、「とろ橋」の北側、芝生を養生している場所については、人家がなく、防犯上いかがなものかという感じはします。また、その場所に沿って東西に延びる市道がありますが、市道沿いには深さ約60cmの水路があり、転落事故を起こす可能性があります。この水路は農業用のため、蓋を架けられる構造ではありません。谷川大橋を渡らないよう迂回して「とろ橋」から桜山小学校に通う場合、通学距離は約300m長くなります。通学距離と車を迂回させることのどちらかといえば、子供の通学距離を優先した方がいいのではないかと考えます。最終的には、見守るということが一番いいのではないかという感じはいたしますが、地元の総意を考えながら対応すればいいのかなと現状では考えます。

鈴木久生委員

先ほどの補足ですが、一方通行についても、ここを利用する付近の住民 全員の総意が必要で、一人でも反対すると規制できません。一方通行は時間 規制ではないため、時間規制の通行禁止よりもハードルは高いといえます。

塩原委員

例えば、朝の7時30分から8時00分までは一方通行とするような規制 はできませんか。

鈴木久生委員

時間規制での一方通行というのは、一般的にありません。

鈴木克俊委員

私は前々任校が桜山小学校でしたが、谷川大橋の所有者はだれでしょうか。

杉山委員

東松山市です。

鈴木克俊委員

新たに橋を架けるということは難しいと思いますが、歩道部分を付け加えるという手だてはないのでしょうか。

杉山委員

北中学校脇の側道橋のような形であれば、予算があればできないことは ないですが、前後の歩道整備も必要になってきます。

鈴木克俊委員

谷川大橋から桜山台方面に渡った先はT字路になっている。その辺りは 初期に分譲した場所で、道幅もあまりゆとりがなく、一般の通行が想定され ていない。そうしたことも勘案して、通学路として使うのであれば、何らか の形で歩道を整備した方がいいと思います。

杉山委員

ニュータウン内の道路には、左右交互に植栽があって車の速度を落とすという工夫がなされているため、それを撤去して歩道を作ると車が速度を出し そうな気はします。

鈴木克俊委員

ニュータウンに入る手前の、橋の前後の余裕のなさを解決するということ についてはどうでしょうか。

杉山委員

将来的にはそういうこともあるかもしれませんが、基本的には車は少し 遠回りしていただけるとありがたいということはあります。

内山委員

住民の方の総意を取るのは誰の仕事になるのでしょうか。

鈴木久生委員

自治会の方などです。ただし、前提として住民の総意が必要ですが、その他にも通行量、規制をした場合に迂回路を確保できるのかということを踏まえて総合的に判断しなければいけません。通常、橋は代替がなく、それを渡らないと対面には行けないわけですから、スクールゾーンというのは厳しいような気がします。橋にスクールゾーンをかけた例があるかも含め、持ち帰って協議はします。

事務局

谷川大橋に交通規制をかけた場合の迂回路につきましては、例えば、西側の関越沿いの道路が考えられますが、この道路は車がすれ違える程の幅員はありません。

委員長

谷川大橋を渡るルートを通学路とすることには難しい面がありますが、他 に代替ルートはないようです。他に、ご意見はいかがでしょうか。

新井委員

予防策として「児童注意」などの路面標示や看板等を設置することは可能だと思います。規制はハードルが高いということですが、規制ではなく視覚的に訴えることは可能だと思います。また、解決策としては、人を配置するということが一番早いと思います。

委員長

教育委員会の方針では、通学路の安全対策として、誘導員を複数配置するということですよね。

事務局

誘導員については、児童にある程度の場所まで集まってもらい、そこから 学校までの間を共に登下校する人員の配置を検討していきます。

新井委員

谷川大橋の前後に配置することは可能でしょうか。

事務局

状況によっては検討していかなくてはいけないと思います。

鈴木久生委員

ニュータウンの中には交通指導員が立っていらっしゃいます。PTAの方等が見守り活動で児童と一緒に歩いている姿も見られますので、地域の安全対策は進んでいるのかなという気はしますが、新たに谷川大橋といった場所を選定するのであれば、それなりの人の配置は必要になってくるのかなと思います。

塩原委員

谷川大橋とその前後は車を避けるスペースはそれほどないわけですから、 両方を人的に通行止めにするような形を取らなくてはいけない。

内山委員

基本的には、車と歩行者が橋の上を同時に通行というのはない方がいいと 思います。

委員長

それでは、誘導員は児童と一緒に歩いてくるのではなく、橋の前後に配置 するということになるのでしょうか。

杉山委員

実際、グルーンベルトを設置すると、「ここは通学路なので気を付けよう」という気持ちになりますので、看板等もあわせて設置して、いかに利用者に周知し、徐行につなげるかということになると思います。さらに人的配置があれば、交通量の減少にもつながるのではないかと思います。

鈴木啓正委員

登校時はいいですが、下校時の対応はどうするのでしょうか。

事務局

誘導員につきましては、登校時だけでなく、下校時も必要であると考えています。

委員長

それでは、グリーンベルト等の設置と誘導員の配置という方法を採って、 谷川大橋を渡るルートを通学路として採用させていただくということでよろ

	しいでしょうか。			
	< 異議なし>			
杉山委員 	建設部の道路課としましては、予算の承認が得られれば、グリーンベルト			
	や路面標示の設置等、できる限りのことはやっていくつもりです。			
	スカマはとのルートを使用します			
委員長	それではこのルートを採用します。			
	次に、ガストのある西本宿の交差点から交番に向かうルートについても、			
	通学路(案)のとおりでよろしいでしょうか。			
鈴木克俊委員	ガストのある交差点より南側は、ほとんど桜山小学校の校区のため、既			
即小儿仪安良	に通学路になっています。			
 委員長	それでは、このルートについても、通学路として選定することでよろしい			
	ですね。続いて、毛塚地区の介護老人保健施設(わかばの丘)周辺の児童の			
	通学路については、次回とします。			
 杉山委員	参考ですが、基本的には河川にフェンスは設置されません。例外の一つと			
	 しては、野本市民活動センター前の新江川には、地元との調整で一定区間の			
	ガードレールが設置されていますが、その理由は、堰があって、水を止めた			
	場合に水深が3mに達するためです。			
委員長	それでは、本日の議事を終了させていただきます。委員の皆様にはご協力			
	をいただきありがとうございました。			
6 その他	(現地確認の日程を以下のとおり決定)			
	日時:平成29年2月21日(火)13時30分から			
	(第2回会議の日時・場所を以下のとおり決定)			
	日時:平成29年3月10日(金)15時30分から			
7 閉会	(事務局より閉会のことば)			
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。				
平成 2 9 年 3 月 2 日 署名委員 <u>塩原 憲孝 </u>				
	署名委員鈴木 克俊			